

## 海洋都市横浜うみ協議会 規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体の名称は、海洋都市横浜うみ協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、海洋基本法の理念等を踏まえ、教育機関・研究機関・企業・行政などの連携の推進をもって、次の各号に掲げる事項の達成に寄与することを目的とする。

- (1) 海洋に関する活動の総合的な情報発信
- (2) 市民の海に関する理解・関心の向上
- (3) 海洋環境の保全
- (4) 海洋産業の振興
- (5) その他、海洋関連の活動の拡大に関すること

(会員相互の連携・協力)

第3条 本会に所属する会員は協議会活動への協力の他、協議会の目的を達成するため、それぞれの役割に応じて相互に協力することとする。

(活動期間)

第4条 本会は、2018年3月までを活動期間とする。ただし、理事会の議決により延期するものとする。

2 前項但し書きの規定により活動期間を延期した場合には、速やかに前項の規定を変更する。

### 第2章 会員

(会員要件)

第5条 会員は、既に海洋に関し活動実績があり、産官学の連携を推進していく上で中核的な役割を担えるものとする。

(入会)

第6条 設立時の会員を除き、本会の会員になろうとする者は、入会の意思を示した書類を事務局に提出することとする。

2 前項について、理事会での承認を経て決定することとする。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出することとする。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は理事会の議決により、除名することができる。

- (1) この規約及び別に定める規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### 第3章 活動費

(活動費)

第9条 会員は、協議会活動により生じた活動費を負担することとする。この場合の負担額は、本会の運営や会全体に関わる広報・イベント等の活動を対象とし、ワーキンググループが実施する個別のプロジェクトにより生じる経費は除くものとする。

2 前項について、会員は協議会における活動内容に応じて負担するものとし、負担額については事務局が案を作成し理事会の議決により確定するものとする。

(活動費の清算)

第10条 やむを得ない理由により年度途中で退会する場合は、当該年度の退会までの活動内容に応じた負担金の清算を行うものとする。その場合の負担額は、事務局が案を作成し理事会の議決により確定するものとする。

### 第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 会員数(各会員から1名ずつ)
- (4) 監査役 2名

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、各会員企業・団体を代表し、理事会を組織する。

4 監査役は、本会の経理事務、運営を監理し、会員に経理事務及び事業の監査報告を行う。

(選任)

第13条 会員は予め理事を1名選出し、事務局にその氏名を届けなければならない。

2 会長及び副会長は、理事会において互選とする。

3 監査役は、会長が選任し、理事会の承認を得て決定する。

(任期等)

第14条 会長、副会長、監査役は2018年3月を任期とする。

2 会長、副会長、監査役は、所属する組織内で異動が生じた場合、後任等に引き継ぐことができ、その場合、事務局は速やかに各会員に通知する。

3 前項の規定により、引継が行われた場合でも任期満了日は変らないものとする。

### 第5章 名誉会長

(名誉会長)

第15条 本会は、横浜市長を名誉会長とする。

## 第6章 組織

(構成組織)

第16条 本会は、理事会、ワーキンググループをもって構成する。

## 第7章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、理事を持って構成し、議事を進行する者として議長を置く。

2 議長は、会長もしくはその代理者が務めることとする。

(権能)

第18条 理事会は、本会の意思決定機関とし、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会の基本方針
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 監査役の承認
- (5) 活動費の徴収に関すること
- (6) ワーキングの設置
- (7) 会員の入会の承認・除名に関する事項
- (8) その他重要事項

(開催)

第19条 理事会は、年1回以上開催し、会長が招集する。

2 理事会は非公開とする。ただし、理事全員の同意によりこれを公開することが出来る。

3 簡易な案件と会長が判断する場合、書面にて開催することができることとする。

(招集)

第20条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した通知を、開催の日の少なくとも7日前に発信する。

(理事会の定足数)

第21条 理事会は、理事総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第22条 理事会の議事は、議長を含め出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第23条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむをえない理由により出席できない理事は、所属する団体・企業から代わりの者を代理として出席させることができる。その場合、事前に事務局に申し出ることとする。

3 前項の他、理事はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録は、書面にて各会員に確認した上で確定し、事務局にて保管する。

## **第8章 ワーキンググループ**

(設置)

第25条 本会の設立目的を踏まえた具体的な取組（以下「プロジェクト」という。）を進めていくため、プロジェクト毎に会員で構成するワーキンググループを設ける。

2 ワーキンググループの設置・廃止は、理事会の議決によることとする。

(運営)

第26条 ワーキンググループの構成員は、その目的の達成のため協力することとする。

2 ワーキンググループに、座長を置く。また、副座長を置くことができる。

3 座長はワーキンググループを総理し、代表する。また、副座長はそれを補佐する。

4 座長は会長が選任し、理事会の承認を経て決定する。副座長は座長が選任し、会長に報告する。

5 座長は、ワーキンググループの活動内容について理事会に報告する。

6 座長は、必要に応じて、会員以外の企業・団体に対しプロジェクトへの参加を募集することができる。

7 プロジェクトで必要な経費が発生する場合は、プロジェクト毎に協議会の会計から独立して経理することができることとし、その場合、プロジェクトに参加する会員及び会員以外の企業・団体でその費用を負担する。

## **第9章 会計**

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第28条 本会の事業計画及び予算は、会計年度毎に事務局が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第29条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、予算を追加することができる。

## **第 10 章 規約の変更、解散**

(規約の変更)

第 30 条 本会が規約を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(解散)

第 31 条 本会は、理事会での決議により解散する。

(残余財産の処分)

第 32 条 本会が解散した時に残存する財産は、会員に返還することを原則とし、理事会の決議を経て処分を決定する。

## **第 11 章 事務局**

(事務局)

第 33 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は横浜市とする。
- 3 事務局長を横浜市政策局政策部政策担当部長とする。

## **第 12 章 その他**

(細則)

第 34 条 本会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 27 年 9 月 28 日から施行する。
- 2 第 9 条（活動費）の規定は、活動費が発生した年度から適用するものとし、理事会の議決をもって徴収を開始する。